

3. **所轄庁・学校設置者等・施設・事業所** 新規で設置された施設・事業所等の登録・事業者情報の変更

事業者情報の登録はⅢ. 1. (6)の「登録とりまとめ担当からこども家庭庁への提出期限」までに行う必要がありますが、以下の①及び②に該当する場合は、例外的に8月以降に登録・変更の手続を行う必要があります。

① 令和8年4月以降に新規で設置された施設・事業所

令和8年4月以降に新規で設置された施設・事業所であり、Ⅲ. 1. (6)の「登録とりまとめ担当からこども家庭庁への提出期限」までに登録が間に合わなかった施設・事業所が該当します。

次の1～4の手順で事業者情報の登録をしてください。

1. 所轄庁は、該当する施設・事業所に「まとめ登録様式」を配布し、事業者情報の登録を依頼してください。
2. 施設・事業所は、「まとめ登録様式」に事業者情報を入力してください。学校設置者等において G ビズ ID を取得していない場合は、施設・事業者から学校設置者等に G ビズ ID の取得を依頼してください。
3. 施設・事業者は、必要情報を入力したファイルを所轄庁に提出してください。
4. 所轄庁は、入力内容に問題がないか確認の上、こども家庭庁に「まとめ登録様式」を提出してください。

② 「G ビズ ID」または「法人番号」に変更が生じた学校設置者等

Ⅲ. 1. (6)の「登録とりまとめ担当からこども家庭庁への提出期限」までに事業者情報を登録した学校設置者等のうち、「G ビズ ID」または「法人番号」に変更が生じた学校設置者等が該当します。

該当する学校設置者等は、別紙3「事業者情報変更届」に変更内容を記入し、こども家庭庁に提出してください。

※ 事業者情報のうち、「G ビズ ID」または「法人番号」以外の項目に変更が生じた場合は、システムにログイン後、システム上で変更してください。

【提出先】まとめ登録専用メールアドレス(matome2026@cfa.go.jp)に、新規で設置された施設・事業所の登録または事業者情報の変更を行う旨連絡してください。こども家庭庁より、提出先(オンラインファイル共有サービス)をご案内します。